

# 福井県報

第 148 号  
令和 3 年  
6 月 8 日 (火)  
火 曜 日 発 行

## 目次

(※は、県例規集登載事項)

### 規則

※特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則(二九・県民活躍課)……………二

### 告示

○社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録喀痰吸引等事業者の登録(二六八・長寿福祉課)……………六

○社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録研修期間の登録(二六九・同)……………六

○土地改良区の定款変更の認可(二七〇・丹南農林総合事務所)……………六

○県道の路線の認定の一部改正(二七一・道路建設課)……………六

○都市再開発法の規定による福井駅前電車通り北地区B街区市街地再開発組合の理事長の氏名および住所の届出(二七二・都市計画課)……………七

### 公告

○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施(危機対策・防災課)……………七

○大規模小売店舗立地法の規定による意見(産業政策課)……………八

○土地改良区の役員の退任(三件・奥越農林総合事務所)……………八

○土地改良区の役員の就任(二件・同)……………九

○土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………九

○土地改良区の役員の就任(同)……………九

○県営土地改良事業の工事の完了(同)……………一〇

○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一〇

### 選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(四二)……………一〇

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(四三)……………一一

○政治団体の解散の届出(四四)……………一二

規則

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月八日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二十九号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則（平成十年福井県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(縦覧の場所)</p> <p>第三条 法第十条第二項（法第二十五条第五項および第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する公衆の縦覧に供する場所は、福井県地域戦略部県民活躍課とする。</p> <p>(補正書)</p> <p>第四条 法第十条第四項（法第二十五条第五項および第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、補正書（様式第二号）によりするものとする。</p> <p>2 前項の補正書には、補正後の申請書または書類（法第十条第四項の規定に基づき補正するものに限る。）を添付するものとする。ただし、法第十条第一項各号に掲げる書類のうち同項第一号、第二号イ、第五号、第七号および第八号に掲げる書類を補正するときは、それぞれ副本一部を添付するものとする。</p>	<p>(公告の方法および縦覧の場所)</p> <p>第三条 法第十条第二項（法第二十五条第五項および第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、福井県報に登載して行うものとする。</p> <p>2 法第十条第二項（法第二十五条第五項および第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する公衆の縦覧に供する場所は、福井県地域戦略部県民活躍課とする。</p> <p>(補正書)</p> <p>第四条 法第十条第三項（法第二十五条第五項および第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、補正書（様式第二号）によりするものとする。</p> <p>2 前項の補正書には、補正後の申請書または書類（法第十条第三項の規定に基づき補正するものに限る。）を添付するものとする。ただし、法第十条第一項各号に掲げる書類のうち同項第一号、第二号イ、第五号、第七号および第八号に掲げる書類を補正するときは、それぞれ副本一部を添付するものとする。</p>

様式第二号中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

様式第二十号「関する規定」及び「関する規程」並びに

- 「(ロ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- (ハ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
- (ア) 収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
- (イ) 役員等との取引
- (ニ) 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者もしくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限ります。)の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日
- (ホ) 給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額に関する事項
- (ヘ) 支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日
- (ト) 海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および使途ならびにその実施日

及び

「(ロ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

- (ア) 収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
- (イ) 役員等との取引
- (ハ) 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者もしくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限ります。)の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日
- (ニ) 役員等に対する報酬または給与の状況
- (ア) 役員等に対する報酬または給与の支給の状況((イ)に係る部分を除きます。)
- (イ) 給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額に関する事項
- (ホ) 支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日
- (ヘ) 海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および使途ならびにその実施日

様式第二十一号を次のように改める。

- (ホ) 支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日
- (ヘ) 海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および使途ならびにその実施日

」

様式第22号(第25条関係)

認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書・  
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

受付印

年月日     福井県知事様	主たる事務所の所在地	〒	
		電話( )	—
		FAX( )	—
	(フリガナ)		
	名称		
	(フリガナ)		
代表者の氏名			
認定(特例認定)の有効期間	事業年度		
自 年 月 日	自	年 月 日	
至 年 月 日	至	年 月 日	

特定非営利活動促進法第55条第1項(第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程 チェック欄 提出しない場合 最後に役員報酬規程を提出した事業年度( 年度) 最後に職員給与規程を提出した事業年度( 年度)		④ 役員等に対する報酬または給与の状況 イ 役員等に対する報酬または給与の支給(ロを除く。) ロ 給与を得た職員の総数および総額	
		⑤ 支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。) ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引		⑥ 海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および用途ならびにその実施日	
		(3) 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イおよびロ、第5号ならびに第7号に掲げる基準に適合している旨および法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類 認定基準等チェック表(第3表) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。 「役員状況」第3表付表1 監査証明書 または 「帳簿組織の状況」第3表付表2	
③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者もしくは三親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日		認定基準等チェック表(第4表)(初葉)	
		認定基準等チェック表(第5表)	
		認定基準等チェック表(第7表)	
		欠格事由チェック表	

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁および所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

「認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書・  
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

- 1 この用紙は、認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第55条第1項（第62条において準用する場合を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に特定非営利活動促進法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁および所轄庁以外の関係知事）に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。「(1) 前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、チェック欄にチェックしてください。
- 3 提出書類の様式について  
特定非営利活動促進法第55条第1項の規定により提出する書類のうち、「法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イおよびロ、第5号ならびに第7号に掲げる基準に適合している旨および法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第3表（「ロ」欄の記載は必要ありません。）、第3表付表1・2、第4表（初葉）、第5表、第7表および欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第3表の「年 月 日～ 年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和三年六月九日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 告 示

## 福井県告示第268号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3に規定する登録  
喀痰吸引等事業者を登録したので、同条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年6月8日

福井県知事 杉本 達治

- 事業所の名称  
はたの杜
- 事業所の所在地  
福井市羽坂33-1-1
- 事業者の名称  
社会福祉法人安居福祉会
- 登録年月日  
令和3年5月31日
- サービスの種類  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 実施する行為  
口腔内の喀痰吸引  
口腔内の喀痰吸引  
鼻腔内の喀痰吸引  
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養  
経鼻経管栄養
- 登録番号  
181110324

## 福井県告示第269号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第8条に規定する登録研  
修機関に登録したので、同法附則第17条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年6月8日

福井県知事 杉本 達治

- 事業所の名称  
一般社団法人Orange Kids' Care Lab.
- 事業所の所在地  
福井県福井市灯明寺3丁目3511
- 事業者の名称  
一般社団法人Orange Kids' Care Lab.
- 登録年月日  
令和3年5月31日
- 喀痰吸引等研修の課程  
第一号研修、第二号研修
- 登録研修機関登録番号  
1813127

## 福井県告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改  
良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年6月8日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
松ヶ鼻土地改良区	令和3年5月24日
鯖江下新庄土地改良区	令和3年5月27日
鯖江鳥羽土地改良区	令和3年5月27日
田中土地改良区	令和3年5月27日
立待吉江土地改良区	令和3年5月27日

## 福井県告示第271号

県道の路線認定に関する告示（平成29年福井県告示第159号）の一部を次のように  
改正する。

令和3年6月8日

福井県知事 杉本 達治

表中

整理番号	認定路線名	起 点	終 点	重 要 地
269	南越路線	南越駅	越前市大屋町	

を

整理番号	認定路線名	起 点	重 要 地
269	越前たけふ駅線	越前たけふ駅 終 点	越前市大屋町

に  
改める。

福井県告示第272号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定に基づき、福井駅前電車通り北地区B街区市街地再開発組合の理事長の氏名および住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和3年6月8日

福井県知事 杉本 達治

理事長の氏名および住所

藤井 裕

福井市春山1丁目3番4号

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づき、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を実施するので、危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和62年消防庁告示第4号）第3の1の規定により、次のとおり公示する。

令和3年6月8日

福井県知事 杉本達治

1 講習の区別

講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する製造所、貯蔵所および取扱所（以下「危険物施設」という。）の態様に応じ、次に掲げる種別を設けて実施する。

- (1) 給油取扱所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条の給油取扱所をいう。以下同じ。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「第1号講習」という。）
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号の特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「第2号講習」という。）
- (3) 危険物施設（給油取扱所および(2)に規定する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「第3号講習」という。）

2 講習の日時および場所

月日	時間	定員	場所	講習の種別
8月23日 (月)	13:30～16:30	100	福井県産業会館 (福井市下六条町103番地)	第3号講習
8月24日 (火)	9:30～12:30	100	福井県産業会館 (福井市下六条町103番地)	第1号講習
8月25日 (水)	9:30～12:30	100	福井県産業会館 (福井市下六条町103番地)	第3号講習
8月31日 (火)	9:30～12:30	80	サンポート福井 (越前市瓜生町5-1-1)	第1号講習
9月1日 (水)	13:30～16:30	250	ハートピア春江 (坂井市春江町西太郎丸15-22)	第3号講習
9月2日 (木)	9:30～12:30	100	ハートピア春江 (坂井市春江町西太郎丸15-22)	第1号講習
9月8日 (水)	9:30～12:30	70	結とびあ (大野市天神町1-19)	第1号講習
9月10日 (金)	9:30～12:30	50	パレテ若狭 (三方上中郡若狭町市場18-18)	第3号講習
9月14日 (火)	9:30～12:30	80	サンポート福井 (越前市瓜生町5-1-1)	第3号講習
9月17日 (金)	9:30～12:30	50	プラザ萬象 (敦賀市東洋町1-1)	第1号講習
11月2日 (火)	9:30～12:30	54	福井県中小企業産業大学校 (福井市下六条町16-15)	第3号講習
11月25日 (木)	9:30～12:30	50	サンポート福井 (越前市瓜生町5-1-1)	第1号講習
11月26日 (金)	13:30～16:30	50	三国コミュニティセンター (坂井市三国町神明1-4-20)	第2号講習

12月3日 (金)	9:30～12:30 13:30～16:30	100 100	テラザ萬象 (敦賀市東洋町1-1)	第3号講習 第3号講習
--------------	---------------------------	------------	----------------------	----------------

## 3 講習科目

- (1) 危険物関係法令に関する事項
- (2) 危険物の火災予防に関する事項

## 4 受講手続

講習を受けようとする者で、希望する講習日が令和3年8月23日(月)から9月17日(金)までの場合は、令和3年6月25日(金)から7月5日(月)まで、講習日が令和3年11月2日(火)から12月3日(金)までの場合は、令和3年9月22日(水)から10月1日(金)までに受講申請書を福井県危険物安全協会連合会(〒910-0003 福井市松本3-16-10)に郵送で提出すること。  
なお、それぞれの受付期間の最終日までの消印のあるもの限り、受け付ける。

## 5 受講手数料

4. 700円(4. 700円に相当する福井県収入証紙を受講申請書の所定の箇所に貼り付け、消印しないこと。)

## 6 新型コロナウイルス感染症への対応について

- (1) 発熱や咳等、風邪の症状がみられる場合は受講を見合わせる。
- (2) 受講に当たっては、マスクの着用、手指消毒などの感染症予防対策を各自で行うこと。

## 7 その他

- (1) 感染状況等により、講習を中止または延期することがある。この場合、福井県危険物安全協会連合会ホームページに掲載するので各自で確認すること。
- (2) 受講申請書は、福井県危険物安全協会連合会、福井県安全環境部危機対策・防災課および県内の各消防署において配布する。  
また福井県ホームページや福井県危険物安全協会連合会のホームページからもダウンロードを可能とする。
- (3) 講習についての問合せは、福井県危険物安全協会連合会(電話 0776-89-1916)または福井県安全環境部危機対策・防災課(電話 0776-20-03010)にすること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年6月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
株式会社そごう・西武 西武福井店

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社そごう・西武  
代表取締役 林 拓二  
東京都千代田区二番町5番25号  
有限会社伊井興業  
代表取締役 伊井 彌州雄  
福井県福井市中央一丁目17番12号  
株式会社順栄興産  
代表取締役 黒川 俊彦  
福井県福井市順化一丁目10番5号

## 3 聴取した意見の概要

- (1) 福井市

## 【環境について】

当該大規模小売店舗については、騒音規制法(昭和43年法律第98号)の特定施設、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)のばい煙発生施設、福井県公害防止条例(平成8年福井県条例第4号)の特定揚水施設および福井市公害防止条例(平成11年福井市条例第25号)の特定工場として届出がされている。当該施設等に変更がある場合は、福井市環境廃棄物対策課に変更届出等を提出すること。

## 4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部産業政策課
- (2) 福井県福井市手寄一丁目4番1号アオッサ5階  
福井市商工労働部商工振興課

## 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

勝山市土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月24日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年6月8日

福井県知事 杉本 達治

- 役員名 氏 名 住 所



監事 皿澤 賢一 勝山市荒土町伊波15-13

真名川土地改良区連合から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和3年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年6月8日

福井県知事 杉本 達治  
役員名氏名 住 所  
監事 山本 美由紀 大野市菖蒲池20-242

明後土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和3年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年6月8日

福井県知事 杉本 達治  
役員名氏名 住 所  
理事 齊藤 康文 大野市友江23-9  
理事 山本 亨二 大野市菖蒲池12-17  
理事 米津 源一 大野市堂本11-1  
理事 松本 聡一 大野市菖蒲池12-35  
理事 加藤 一夫 大野市中保7-17  
理事 佐々木 不二夫 大野市中保8-11  
理事 乾 祐樹 大野市吉12-35  
理事 筒井 勝浩 大野市有明町17-13  
理事 乾 隆太郎 大野市吉14-4  
監事 山本 美由紀 大野市菖蒲池20-242  
監事 橋本 喜孝 大野市友江18-19

真名川土地改良区連合から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年6月8日

福井県知事 杉本 達治  
役員名氏名 住 所  
監事 山口 眞 大野市堂本13-16  
監事 齊藤 政秀 大野市森山24-49

明後土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年6月8日

福井県知事 杉本 達治  
役員名氏名 住 所  
理事 齊藤 康文 大野市友江23-9  
理事 山本 亨二 大野市菖蒲池12-17  
理事 米津 源一 大野市堂本11-1  
理事 北川 哲幸 大野市幸町2-32  
理事 佐々木 不二夫 大野市中保8-11  
理事 加藤 正幸 大野市中保8-22  
理事 松本 聡一 大野市菖蒲池12-35  
理事 乾 祐樹 大野市吉12-35  
理事 乾 隆太郎 大野市吉14-4  
監事 山口 眞 大野市堂本13-16  
監事 筒井 勝浩 大野市有明町17-13

南条土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和3年5月16日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年6月8日

福井県知事 杉本 達治  
役員名氏名 住 所  
理事 今村 政治 南越前町脇本17-36  
理事 山本 克彦 南越前町鑄物師24-3  
理事 澤崎 輝男 南越前町関ヶ鼻13-12-1  
理事 加藤 秀樹 南越前町東大道26-10  
理事 加藤 伊平 南越前町西大道18-10  
理事 田中 一治 南越前町東谷15-7  
理事 高木 正義 南越前町清水8-15  
理事 嶋崎 俊男 南越前町嶋11-31  
理事 奥村 隆雄 南越前町上平吹40-7  
理事 宮地 清作 南越前町牧谷48-6  
理事 桂 慶一郎 南越前町牧谷73-11  
理事 井上 寿彦 南越前町上野65-22  
理事 岩端 猛志 南越前町堂宮15-32

〃	岩崙	和実	南越前町金粕10-10
〃	山本	俊憲	南越前町中小屋80-17
〃	嶋崎	政信	南越前町阿久和61-40
〃	笛吹	巧	南越前町鱒波23-20
〃	山口	達夫	南越前町奥野々31-23
〃	井上	昇	南越前町上別所2-36
〃	松浦	茂一	南越前町湯尾53-8
監	事 高木	長久	南越前町脇本10-39
〃	植村	功吉	南越前町中小屋66-112-2
〃	井上	敏則	南越前町堂宮28-2

南奈土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和3年5月17日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年6月8日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	澤崎 輝男	南越前町関ヶ鼻13-12-1
〃	高木 長久	南越前町脇本10-39
〃	嶋崎 政信	南越前町阿久和61-40
〃	加藤 幹雄	南越前町東大道26-18
〃	川崎 藤次	南越前町西大道18-18
〃	田中 一治	南越前町東谷15-7
〃	高木 正義	南越前町清水8-15
〃	嶋崎 俊男	南越前町嶋11-31
〃	奥村 隆雄	南越前町上平吹40-7
〃	中村 沢一	南越前町鱒物師25-25
〃	関 正幸	南越前町牧谷52-7
〃	桂 慶一郎	南越前町牧谷73-11
〃	森 道幸	南越前町上野35-18
〃	岩端 猛志	南越前町堂宮15-32
〃	岩崙 和実	南越前町金粕10-10
〃	山本 俊憲	南越前町中小屋80-17
〃	笛吹 巧	南越前町鱒波23-20
〃	山口 達夫	南越前町奥野々31-23
〃	井上 昇	南越前町上別所2-36
〃	赤星 英樹	南越前町湯尾61-2

監事	嶋崎 喜一	南越前町嶋12-10
〃	岩崙正治郎	南越前町金粕9-10
〃	嶋崎 義信	南越前町阿久和59-22
〃	山内 正美	南越前町牧谷10-14

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 地区名  
余田地区
- 2 土地改良事業の名称  
農業用排水施設(農村災害対策整備)事業
- 3 工事が完了年月日  
令和3年3月25日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、あわら市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年6月8日

福井県知事 杉本 達治

- 1 都市計画の種類および名称  
(1) 種類  
嶺北北部都市計画道路  
(2) 名称  
3・5・63号芦原温泉駅西口線
- 2 縦覧場所  
福井市大手3丁目17番1号  
福井県土木部都市計画課

## 選挙管理委員会告示

### 福井県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和3年5月21日	全体主義国家から領土と人権を守る党	ダニエル益資	ダニエル益資	大野市明倫町10-22

福井県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和元年10月1日	武生朋友会	西藤 正治	主たる事務所 の所在地	福井市手寄1-9-20	福井市大手3-7-1
令和2年9月1日	福井県私鉄交通政策研究会	大久保 和彦	代表者	大久保 和彦	吉川 吉雄
			会計責任者	松並 昭憲	森 司
令和3年1月4日	稲田朋美文殊地区後援会	吉川 強	会計責任者	川端 純恵	皆川 恭英
			主たる事務所 の所在地	福井市小丹生町42-4	福井市鮎川町96-3
令和3年1月15日	稲田朋美国見地区後援会	水上 日出美	代表者	水上 日出美	中村 秀夫
			会計責任者	中村 秀夫	水上 日出美
令和3年1月21日	稲田朋美社南地区後援会	中東 和栄	会計責任者	横山 雅一	塚谷 義幸
			代表者	三宅 秀男	今井 八郎
令和3年2月10日	今井富雄後援会	三宅 秀男	代表者	三宅 秀男	今井 八郎

令和3年 4月1日	のだ富久後援会	野田 富久	主たる事務 所の所在地	福井市大手2-15-6	福井市春山1-9-31
令和3年 4月1日	稲田朋美鷹巣地区後援会	水間 俊一	主たる事務 所の所在地	福井市糸崎町12-5-2	福井市浜住町2-82
			代表者	水間 俊一	丸山 俊男
			会計責任者	坂元 秀基	庄納 庄次郎
令和3年 4月1日	自由民主党福井県歯科医師支部	山本 有一郎	主たる事務 所の所在地	福井市大願寺3-4-1	福井市大願寺3-2-12
令和3年 4月1日	自由民主党福井県歯科技工士連盟 支部	廣 一馬	主たる事務 所の所在地	福井市大願寺3-4-1	福井市大願寺3-2-12
令和3年 4月1日	福井県農政連	北島 友嗣	主たる事務 所の所在地	福井市大手3-2-18	福井市測4-606
令和3年 4月30日	今庄地区仲倉典克後援会	秋田 重敏	会計責任者	城野 庄一	平泉 初男
令和3年 5月1日	稲田朋美碓氷地区後援会	村嶋 哲郎	主たる事務 所の所在地	福井市白方町13-9	福井市小幡町7-1
			代表者	村嶋 哲郎	毛利 清治
			会計責任者	吉田 雅和	寺前 卓
令和3年 5月1日	自由民主党福井県未来構想懇話会 支部	乙部 泰三	会計責任者	内江 大生	青木 源久
令和3年 5月13日	きたうら博憲後援会	北浦 博憲	主たる事務 所の所在地	あわら市北潟28-14-2	あわら市北潟28-13-1
令和3年 5月13日	福井県中小企業団体政治協会	稲山 幹夫	主たる事務 所の所在地	大野市春日64-50	福井市大手3-12-20 富田第一生命ビル
			会計責任者	稲山 幹夫	芹澤 利幸

## 福井県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和2年12月15日	中川平一後援会	岡本 照雄
令和3年4月7日	ふじの利和後援会	藤野 利和

令和三年六月八日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県